

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義（第一章）	一
2	投資（第二章）	一
(1)	内国民待遇	一
(2)	最恵国待遇	一
(3)	待遇に関する最低限度の基準	二
(4)	特定措置の履行要求の禁止	二
(5)	適合しない措置	二
(6)	透明性	二
(7)	腐敗行為の防止に関する措置	二
(8)	入国、滞在及び居住	三
(9)	経営幹部及び取締役会	三
(10)	収用及び補償	三
(11)	争乱の場合における待遇	三
(12)	代位	三
(13)	資金の移転	三

(14)	一般的例外及び安全保障のための例外	四
(15)	一時的なセーフガード措置	四
(16)	信用秩序の維持のための措置	四
(17)	知的財産権	四
(18)	租税	四
(19)	合同委員会	四
(20)	健康、安全、環境及び労働に関する措置	五
(21)	利益の否認	五
(22)	特別な手続及び情報の要求	五
3	〔両締約国間の紛争の解決（第三章）〕	五
(1)	両締約国間の紛争の解決	五
(2)	請求の制限	五
4	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決（第四章）	五
(1)	協議及び交渉	五
(2)	請求の仲裁への付託	六
(3)	仲裁への同意	六
(4)	同意及び請求に関する条件及び制限	六
(5)	仲裁裁判所の設置	六
(6)	準拠法	六
(7)	仲裁手続における他方の締約国のための透明性	六
(8)	仲裁地	六

(9)	先決問題	七
(10)	暫定的な保全措置	七
(11)	専門家による報告	七
(12)	複数の請求の併合	七
(13)	裁定案	七
(14)	裁定	七
(15)	裁定が最終的なものであること及び裁定の執行	七
(16)	文書の送達	八
5	最終規定（第五章）	八
(1)	見出し	八
(2)	適用及び効力発生	八
(3)	改正	八
6	附属書	八
三	協定の実施のための国内措置	九

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十年（二千八年）十一月の日・コロンビア外相会談において両国間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致し、また、同月の日・コロンビア首脳会談においてもこれが確認されたことを受け、平成二十一年（二千九年）四月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十三年（二千十一年）九月十二日に東京において、我方玄葉外務大臣と先方ディアスⅡグラナドス商工観光大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文四十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一章）

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 投資（第二章）

(1) 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している。また、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇を与える旨規定している。（第二条）

(2) 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与え

る旨規定している。また、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、最恵国待遇を与える旨規定している。（第三条）

(3) 待遇に関する最低限度の基準

一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立等の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守する旨規定している（第四条）。

(4) 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと等について規定している（第五条）。

(5) 適合しない措置

附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課されること、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されないこと、一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載された分野等に関する新たな措置を採用する場合には、そのような改正若しくは修正又は措置について他方の締約国に可能な範囲で通報すること等について規定している（第六条）。

(6) 透明性

各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表するとともに、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の採用等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を可能な範囲内で与えること等について規定している（第七条）。

(7) 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第八条）。

(8) 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う旨規定している（第九条）。

(9) 経営幹部及び取締役会

いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができないこと等について規定している（第十条）。

(10) 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、正当な法の手続等に従うこと、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと等の条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十一条）

(11) 争乱の場合における待遇

一方の締約国は、自国の区域内における武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものより不利でない待遇を与えること等について規定している（第十二条）。

(12) 代位

一方の締約国又はその指定する機関による権利又は請求権の代位について規定している（第十三条）。

(13) 資金の移転

一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十四条）。

- (14) 一般的例外及び安全保障のための例外
- この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公の秩序の維持、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等について規定している（第十五条）。
- (15) 一時的なセーフガード措置
- いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第二条 1（内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を超える資本取引に係るもの及び第十四条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について規定している（第十六条）。
- (16) 信用秩序の維持のための措置
- 締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置をとることを妨げられないこと等について規定している（第十七条）。
- (17) 知的財産権
- 両締約国は、知的財産権の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を促進する旨規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定について、当該一方の締約国が当該国際協定により第三国の投資家等に与えている待遇を他方の締約国の投資家等に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第十八条）
- (18) 租税
- この協定は、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合に、当該租税条約が優先する旨規定している。また、この協定のいかなる規定も、この協定に明示的に規定する条項（第七条 1 及び 3（透明性）等）を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について規定している。（第十九条）
- (19) 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について規定している（第二十條）。

(20) 健康、安全、環境及び労働に関する措置

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の国内措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認めること等について規定している（第二十一條）。

(21) 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができ旨規定している（第二十二條）。

(22) 特別な手続及び情報の要求

第二條（内国民待遇）のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資活動に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について規定している（第二十三條）。

3 両締約国間の紛争の解決（第三章）

(1) 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、協議によつて解決する旨規定しているとともに、当該協議によつて満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託すること等について規定している（第二十四條）。

(2) 請求の制限

第二十四條（両締約国間の紛争の解決）に定める紛争の仲裁委員会への付託に関する制限について規定している（第二十五條）。

4 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決（第四章）

(1) 協議及び交渉

投資紛争の当事者である一方の締約国の投資家（以下「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である他方の締約国（以下

「紛争締約国」という。）は、可能な限り、当該投資紛争を友好的な協議及び交渉によって解決すること等について規定している（第二十六条）。

(2) 請求の仲裁への付託

紛争投資家は、協議及び交渉により投資紛争を解決することができない場合には、一定の請求を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託できること等について規定している（第二十七条）。

(3) 仲裁への同意

各締約国は、紛争投資家が投資紛争を第二十七条（請求の仲裁への付託）に定める仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意すること等について規定している（第二十八条）。

(4) 同意及び請求に関する条件及び制限

第四章（一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決）に定める手続による投資紛争の仲裁への付託に関する条件及び制限について規定している（第二十九条）。

(5) 仲裁裁判所の設置

仲裁裁判所は、紛争投資家及び紛争締約国（以下「紛争当事者」という。）が任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成すること等について規定している（第三十条）。

(6) 準拠法

仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する旨規定している（第三十一条）。

(7) 仲裁手続における他方の締約国のための透明性

紛争締約国は、他方の締約国に対し、仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知等を提供する旨規定している（第三十二条）。

(8) 仲裁地

仲裁は、紛争当事者が合意する国において行うこと等について規定している（第三十三条）。

(9) 先決問題

仲裁裁判所は、本案について決定する前に、管轄権及び受理可能性に関する紛争締約国の異議について先決問題として取り扱い、及び決定すること等について規定している（第三十四条）。

(10) 暫定的な保全措置

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置を命ずることができ、等について規定している（第三十五条）。

(11) 専門家による報告

仲裁裁判所は、仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した環境、保健、安全その他科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、専門家を任命することができ旨規定している（第三十六条）。

(12) 複数の請求の併合

仲裁に付託された二以上の請求が併合される場合について規定している（第三十七条）。

(13) 裁定案

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請があった場合には、決定を行い、又は裁定を下す前に、紛争当事者に対して、決定又は裁定の案を提示すること等について規定している（第三十八条）。

(14) 裁定

仲裁裁判所が下す裁定には、紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断並びに損害賠償及び適当な利子又は原状回復のいずれか一方又は双方による救済措置を含めること等について規定している（第三十九条）。

(15) 裁定が最終的なものであること及び裁定の執行

裁定は、最終的なものであり、かつ、個々の事案について紛争当事者を拘束すること等について規定している（第四十条）。

(16) 文書の送達

協議及び交渉の要請並びに第四章の規定による仲裁に関連する通報その他文書の送付先について規定している（第四十一条）。

5 最終規定（第五章）

(1) 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第四十二条）。

(2) 適用及び効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定の終了の日の前に設立等をされた投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第四十三条）

(3) 改正

この協定の改正について規定している（第四十四条）。

6 附属書

第六条の規定に従い、第二条（内国民待遇）、第三条（最恵国待遇）、第五条（特定措置の履行要求）及び第十条（経営幹部及び取締役会）により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ）。その概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業等、警備業、運輸業及び上水道業の分野において、二十一の現行の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、四の将来の措置（公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみに認められている特定の活動、二国間又は多数国間の協定に従って各国に

与える異なる待遇及び補助金）に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項及び社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

(2) コロンビア共和国による留保

全ての分野において、三の現行の措置（雇用者による自国民の雇用、証券に関するポートフォリオの一環としての投資及び既存の公的企業等の持分等の売却）に関する留保を行っているほか、漁業等、民間警備・監視サービス、報道、家庭向け公共サービス、映画、ラジオ放送サービス、テレビジョンの無料放送、テレビジョンの有料放送、廃棄物関連サービス、運輸サービス、運輸業及び金融業の分野において十三の現行の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、二の将来の措置（国境地域等における外国人による不動産の所有及び二国間又は多数国間の協定に従って各国に与える異なる待遇）に関する留保を行っているほか、社会事業サービス、少数民族及び種族の集団に関する事項、文化産業及び文化活動、宝石のデザイン等、手工芸品産業、情報通信、伝統の表現、双方向の入出力による音声及び映像の提供サービス並びに金融業の分野において九の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

(3) 収用に係る第十一条の解釈基準について定める（附属書Ⅲ）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

